

市制 50 周年記念パラスポーツ体験会運営委託業務 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、市制 50 周年記念パラスポーツ体験会運営委託業務について、本市が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 実施目的

本プロポーザルは、尾張旭市（以下、「市」という。）が受託者に委託する「市制 50 周年記念パラスポーツ体験会運営委託業務」（以下、「本業務」という。）について、市と契約を締結する意志のある事業者に対し、業務実施の能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

市の公募による事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 業務名

市制 50 周年記念パラスポーツ体験会運営委託業務

(2) 業務内容

別紙 1 「仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和 3 年 11 月 30 日まで

4 見積限度額

3,950 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ 新型コロナウイルス感染症対策費 450,000 円を含むこと。

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者で、5月11日（火）から契約締結日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 納税義務者にあっては、国税又は地方税について滞納していない者であること。
- (6) 過去3年以内（平成30年度以降）において、本市又は他自治体において、本業務と類似した業務の元請として受託実績を有する者であること。

6 選定日程

事業者選定日程は、次のとおりとする。

内容	日程
公募開始（市ホームページ掲載）	5月11日（火）
質問受付期間	5月11日（火）～5月31日（月）
参加表明書提出期限	5月31日（月）
質問回答期限	6月4日（金）
企画提案書等提出期限	6月10日（木）
プレゼンテーション	6月24日（木）
審査結果通知	6月下旬予定

契約に関する協議	別途通知
契約締結	7月上旬予定

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

7 質問の受付等

本業務に関する質問については、事前に参加表明書を提出した事業者からの質問のみ受け付ける。

質問については、次の要領で提出すること。

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式7）に記入の上、下記電子メールアドレス宛てに提出すること。

(2) 提出期限

令和3年5月31日（月） 午後5時15分（必着）

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(3) 提出先

尾張旭市健康福祉部福祉課障がい福祉係

電子メールアドレス fukusi@city.owariasahi.lg.jp

※ 件名に[質問書：「市制50周年記念パラスポーツ体験会運営委託業務」と明記すること。

(4) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめの上、参加者全員に対して、令和3年6月4日（金）までに電子メールにより回答する。

ただし、質問の内容によって本企画提案による事業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

8 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 会社概要（様式2）
- (3) 業務実績（様式3）
- (4) 業務実施体制（様式4）
- (5) 予定技術者調書（様式5）

- (6) 企画提案書表紙（様式6）
- (7) 質問書（様式7）
- (8) 辞退届（様式8）
- (9) 参考見積書（様式9）

9 参加表明等

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出期限

参加表明書：令和3年5月31日（月） 午後5時15分（必着）

その他の書類：令和3年6月10日（木） 午後5時15分（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(2) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

提出書類	提出部数等	提出期限
参加表明書（様式1）	原本1部	5月31日（月）
会社概要（様式2）	原本1部（クリップ留め） 写し7部（ホッチキス留め）	6月10日（木） ※ 企画提案書と合わせて提出すること。
業務実績（様式3）		
業務実施体制（様式4）		
予定技術者調書（様式5）		

(3) 提出書類に関する留意事項

ア 業務実績（様式3）

業務実績は元請として実施したものを対象とすること。

イ 予定技術者調書（様式5）

配置予定の管理技術者及び担当技術者の業務実績等について、様式5に簡潔に記載すること。記載した業務実績について、業務証明書等（契約書の写しでも可）を提出すること。

(4) 提出先

尾張旭市健康福祉部福祉課障がい福祉係

(5) 提出方法

持参又は郵送

10 企画提案

企画提案については、企画提案書を次の要領で提出すること。

(1) 提出期限

令和3年6月10日（木） 午後5時15分（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(2) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

提出書類	提出部数等	提出期限
企画提案書表紙（様式6）		6月10日（木）
企画提案書（任意様式）		
社会的価値の実現を証する書類の写し ・女性の活躍推進に関する取組 ・ワークライフバランスの推進 ・環境マネジメントシステムの導入 ・障がい者等雇用に関する取組	原本1部（クリップ留め） 写し7部（ホッチキス留め）	
参考見積書（様式9）	2部提出	

(3) 企画提案書の記載に関する留意事項

ア 様式規格はA4規格・縦（A3規格の折込可）とする。

イ 文字サイズは11pt以上とすること。

ウ 図、絵、写真等の使用は可とする。

エ 企画提案書の基本的な内容

以下の事項についての提案を含め簡潔に記載すること。

- (ア) 本業務の考え方
- (イ) 企画
- (ウ) 運営体制
- (エ) 新型コロナウイルス感染防止対策
- (オ) 周知方法について

(4) 見積書

ア 参考見積書（様式9）

仕様書及び企画提案書に記載された全ての業務の見積金額及び内訳金額（税込）を記載すること。

イ 内訳金額は、人件費及びその他経費を記載すること。

(5) 提出先

尾張旭市健康福祉部福祉課障がい福祉係

(6) 提出方法

持参又は郵送

11 企画提案書の審査

(1) 審査方法

企画提案についてのプレゼンテーション実施後、評定審査員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

なお、配点は品質提案95点、価格提案5点の合計100点とする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、書面審査のみとする。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションは次のとおり実施する。

内容	留意事項
開催日及び場所	6月24日（木） 尾張旭市役所内会議室 （詳細については別途通知）
実施要領	①プレゼンテーション及び質疑応答を行う。 ②当日の説明は、提出した企画提案書を使用すること。また、必要に応じてプレゼンテーション用資料を作成し、使用しても良い。 ③業務を受託した場合の、本業務の責任者及び担当となる予定の者を出席させること。（出席者は3名までとする。）

時間	①プレゼンテーション（15分以内） ②質疑応答（約20分）
使用機器等	プレゼンテーションに使用するスクリーン、プロジェクター等は市で用意する。パソコンについては各提案者が用意すること。

(3) 審査結果

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面で通知する。また、文書発送後、参加者名及び審査結果を市のホームページに掲載し、公表する。

(4) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

12 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

なお、最も優れた提案を行ったと認められる事業者が契約の締結を拒否した場合、前記11の企画提案書の審査における次順位の事業者を最も優れた提案を行ったと認められる事業者とみなす。

13 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を事前に電話連絡の上、担当窓口へ直接持参すること。なお、辞退は自由であり、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもすることはしない。

14 その他の留意事項

- (1) 一の参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 本企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (6) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めないものとする。
- (7) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市が本プロポーザルに

関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

- (8) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (9) 本プロポーザルの公告から契約の締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (10) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても本プロポーザルでの選定を実施する。

15 連絡先

尾張旭市健康福祉部福祉課障がい福祉係

住 所：〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話：0561-76-8142（直通）

0561-53-2111（代表）

F A X：0561-52-3749

電子メール：fukusi@city.owariasahi.lg.jp